



埼玉県

キャッシュレス決済をご利用の皆様へ

# 領収書についてのご案内

- ◆ キャッシュレス決済では、制度上、領収書を発行することができません。  
キャッシュレス決済を行ったことを証するものとして、申請窓口においてレシートを交付しております。
- ◆ 県の窓口で交付されたレシートは、法人税の確定申告における経費の証憑書類としてご利用できます。
- ◆ 事業者様におかれましては、従業員等がお支払した経費精算においても、レシートをご利用いただけますよう お願い申し上げます。



## お問い合わせ

埼玉県出納総務課  
財務会計制度担当

TEL:048-830-5739

メール:a5710-14@pref.saitama.lg.jp

県のキャッシュレス決済の  
取組について掲載中

埼玉県 キャッシュレス

検索



# 県が交付するキャッシュレス決済のレシート

## レシートサンプル

